

議案第56号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

次のとおり、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第
1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年6月11日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(湯梨浜町監査委員条例の一部改正)

第1条 湯梨浜町監査委員条例(平成16年湯梨浜町条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(職員の賠償責任の決定等) 第10条 監査委員は、 <u>法第243条の2の8第3項</u> の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から10日以内に、同条第8項の規定による意見を求められたときは、その日から10日以内に町長に通知又は提出しなければならない。	(職員の賠償責任の決定等) 第10条 監査委員は、 <u>法第243条の2の2第3項</u> の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から10日以内に、同条第8項の規定による意見を求められたときは、その日から10日以内に町長に通知又は提出しなければならない。

(湯梨浜町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 湯梨浜町水道事業の設置等に関する条例(平成16年湯梨浜町条例第184号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

(湯梨浜町営国民宿舎水明荘事業設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 湯梨浜町営国民宿舎水明荘事業設置及び管理に関する条例(平成16年湯梨浜町条例第190号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水明荘事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水明荘事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。</p>

(町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年湯梨浜町条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) <u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、町長、法第138条の4第1項に規定する委員会の委員、同項に規定する委員及び職員(法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低責任負担額)</p> <p>第2条 法第243条の2の7第1項に規定する条例で定める額(以下「最低責任負担額」という。)は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) <u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、町長、法第138条の4第1項に規定する委員会の委員、同項に規定する委員及び職員(法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低責任負担額)</p> <p>第2条 法第243条の2第1項に規定する条例で定める額(以下「最低責任負担額」という。)は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 略</p>

(湯梨浜町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 湯梨浜町下水道事業の設置等に関する条例(令和4年湯梨浜町条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。